

【協定の概要】

山形県建設業協会米沢支部米沢部会 × 一般社団法人 米沢建築組合連合会 × 有限会社 斎藤工務店 × 有限会社 佐藤製材工業 × 米沢木材製材組合 × 米沢地方森林組合 × 株式会社 米住建設 × 米沢市

山形県建設業協会米沢支部米沢部会、一般社団法人 米沢建築組合連合会、有限会社 斎藤工務店、有限会社 佐藤製材工業、米沢木材製材組合、米沢地方森林組合、株式会社 米住建設は、建築主へ地域材の積極活用を働きかけることにより、米沢市ゼロカーボンシティの実現や山村の活性化等、持続可能な社会の実現への貢献に向け、「建築物の木材の利用に関する構想」及び「木材の利用の促進に関する構想」について、市と連携・協力し構想を達成することを目的として、米沢市と協定を締結しました。

建築物木材利用促進協定

➤ 事業者による木材の利用に関する構想

建築主へ地域材の積極活用を働きかけることにより、米沢市ゼロカーボンシティの実現や山村の活性化等、持続可能な社会の実現に貢献する。

➤ 事業者の構想の達成に向けた取組の内容

- ・必要な地域材を確実に調達できるよう、必要な材積等を把握し、十分な時間的余裕をもって調整を図るように努める。
- ・森林資源の循環利用のため、伐採跡地での植林を行う。
- ・木材利用の意義やメリットについて積極的に情報発信する。

➤ 事業者による木材の利用の促進に関する構想

地域材の安定供給等の協力を行うとともに、森林資源の循環利用、ひいては米沢市ゼロカーボンシティの実現に貢献していく。

➤ 事業者の構想の達成に向けた取組の内容

あらかじめ林業・木材産業事業者との供給体制を整え、建築物の建設で求められる品質や量の合法伐採木材の供給を適時行うよう努める。

➤ 構想の達成のための市による支援

- ・技術的助言や活用可能な補助事業の情報提供
- ・定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介
- ・事業者の取組を優良事例として積極的に広報する。

建築物木材利用促進協定書

親和性社会の実現に資する等のための建築物における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基き、山形県建設業協会米沢支部部会（以下「事業者」という。）と米沢市（以下「市」という。）は、協定を締結する。

1. 目的

この協定は、事業者の「建築物の木材の利用に関する構想」及び「木材の利用の促進に関する構想」について事業者、市が連携・協力することにより、両者による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想

① 事業者による木材の利用に関する構想

・事業者は、自身が整備する建築物にあり、構造や内装に地域材を積極的に活用することと建築主と働きかけ、米沢市ゼロカーボンシティの実現や山村の活性化等に資している。また、合法採得木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号、以下「採得法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材を利用することにより、SDG+1に貢献していく。

② 構想の達成に向けた取組の内容

・事業者は、市が整備する建築物において、建築主が地域材利用の意向を示した場合、地域材の利用に努める。その際「採得法」に基づき登録木材関連事業者により合法性が確認された木材を利用する。
・事業者は、地域材利用にあたって、必要な木材を確保し調達できるよう、必要な材積、樹種、寸法等を把握し、十分な時間的余裕をもって調整を図るよう努める。
・事業者は、森林資源の循環利用のため、伐採跡地での植林を行う。
・事業者は、木材利用の意義やメリットについて積極的に情報発信する。

(2) 事業者による木材の利用の促進に関する構想

① 構想の内容

・事業者は、建築物の木材利用を促進するため、地域材の安定供給等の協力を行うとともに、森林資源の循環利用、ひいては米沢市ゼロカーボンシティの実現に貢献していく。
・事業者は、米沢市内での建築物にあり、あらかじめの林業・木材産業事業者との供給体制を整え、建築物の建設で求められる品質や量の合法伐採木材の供給を適時に行うよう努める。
・事業者の建築物に利用した木材産地や供給体制の構築等の取組について随時市による取組への参考となるよう、情報を広く発信する。

3. 事業者の構想を達成するための市による支援

市は、事業者の構想の達成に向けて、技術的助言や活用可能な補助事業の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づき事業者の取組を優良事例として積極的に広報する。

4. 協定の対象区域

山形県米沢市

5. 本協定の有効期間
本協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。

6. その他

- 1) 業態状況の報告
事業者は、市が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。
- 2) 協定の変更及び協議
事業者、市は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。
- 3) 協定の解除
事業者、市は、他の協定者がこの協定で定められた義務を実施しない場合、又はこの協定で定められた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定を2通作成し事業者、市が署名の上、各自の一通を保管する。

令和4年9月28日

事業者 住所 米沢市金池五丁目13番13号

氏名 山形県建設業協会米沢支部部会 部長 大田 稔

市 住所 米沢市金池五丁目5番25号

氏名 米沢市長 中田 勲



協定締結日：令和4年9月28日
有効期間：協定締結日から令和7年3月末まで
対象区域：米沢市